

## ＜研修委託業務仕様書＞

2021 年度（課題別研修）「司法アクセスの改善－SDG16 の実現」に係る  
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は以下の業務について参加意思確認書（様式 1）の提出を公募します。

本業務は開発途上国から研修員として日本に招いた弁護士、裁判官、裁判所職員、法律扶助機関関係者、過疎地域または貧困層に向けた法的サービス（手続代行や法律相談など）を担っている者、またはそのような機関の方針決定を行う職位にある者に対し、日本における司法アクセスの歴史、現状、課題、取り組みを紹介することを通じて、司法アクセスの意義・重要性に関する理解を深め、各国の司法アクセス改善にかかる施策の検討を促すことを目的として行うものです。

本業務の遂行にあたっては、日本弁護士連合会（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき積算したうえで契約を締結する予定です。

現在、司法アクセス向上につき、日本において具体的に実施されている取り組みとしては、刑事事件における当番弁護士制度、民事法律扶助制度などが該当していますが、これらの制度は特定者が創設し、長年にわたって運営を行ってきました。これらの制度は 2006 年に政府（法務省）が司法アクセス向上のために設立した日本司法支援センター（法テラス）に引き継がれ、法テラスの中心的な業務となっています。

特定者は、法テラス設立後も弁護士会が設立・運営費用の一部を負担する公設事務所の設置・運営、司法過疎の解決のための派遣弁護士養成事務所の支援、紛争解決センター（ADR）の運営など司法アクセス向上のための独自の活動にも幅広く取り組んでいます。

また、特定者はアジア諸国の司法アクセスを改善するため、各国の弁護士会との協力・連携強化を目的に、司法アクセスをテーマとした国際会議を多数開催し、諸外国の司法アクセスの状況や課題について把握しています。JICA とは 2011 年 12 月、2017 年 9 月に、司法アクセスにかかる国際会議を開催した実績もあり、特定者はこれらを通じて司法アクセスに関する国内外の関係組織との十分なネットワークを構築しています。

さらに、特定者は、ベトナム法整備支援プロジェクトの国別研修（2012 年度

から 2018 年度)、カンボジア・モンゴルを対象とした本邦研修を JICA から受託し、それぞれの案件で研修目標を満たすプログラムを問題なく実施してきています。

このことから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1. 業務内容

- (1) 案件名 2021 年度課題別研修「司法アクセスの改善－SDG16 の実現」  
コース研修委託業務
- (2) 担当部署 東京センター 産業開発・公共政策課
- (3) 案件内容 研修委託業務概要（別添）のとおり
- (4) 研修コース実施期間  
2021 年 10 月下旬から 2021 年 12 月下旬まで(予定)
- (5) 履行期間 2021 年 9 月 27 日から 2022 年 3 月 15 日まで(予定)

## 2. 応募要件

### (1) 基本的要件

- ① 公示日において、令和元・2・3 年度の全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。  
または、競争参加資格確認申請時に全省庁統一資格の審査を申請中であり、契約締結日（9 月 27 日（予定））までに取得できる者。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、再生計画又は再生計画が発効しない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規定」（平成 20 年 10 月 1 日規定（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
  - ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。  
競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないこ

とを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者である。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：以下の経験・要件を有すること

- ①案件受託上の条件として、2021 年度案件を第 1 回目として受託し、2023 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能であること。なお、2021 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2023 年度案件まで随意契約を行う予定です（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。
- ②業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- ③業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ④司法アクセス関連分野に関する研修（講義／演習等）を、自らまたは関係機関等のリソースを活用して実施した経験を有すること。

### 3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出 (様式1・2・3)	提出期間	2021年6月30日(水) 12時まで
	提出場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	提出書類	参加意思確認書、2 応募要件に求められる実績等を証明する資料(写し可)、誓約書※詳細は欄外参照のこと。
	提出方法	郵送、またはメール ※郵送(配達記録の残るものに限る)の場合は提出期限必着。 メールの場合は、下記(4)記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
(2) 審査結果の通知	発送日	2021年7月7日(水)
	通知方法	郵送またはメール
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	請求方法	郵送、またはメール ※郵送(配達記録の残るものに限る)の場合は提出期限必着。 メールの場合は、下記(4)記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
	請求締切日	2021年7月8日(木)
	回答発送日	2021年7月12日(月)
	回答方法	郵送またはメール

#### ※提出書類について

- 1) 公募参加確認書(様式1または2)及びその添付書類(組織概要、パンフレット等、応募要件に関する記述、令和元・2・3年度の全省庁統一資格の資格審査結果通知書(写)または取得見込みの記述)
- 2) 誓約書(様式3)

#### (4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5 JICA 東京センター  
産業開発・公共政策課 電話: 03-3485-7625  
メールアドレス: [tictip@jica.go.jp](mailto:tictip@jica.go.jp)

#### 【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は20MB以下とすること。

・ データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（様式1）のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ報酬を請求します。

・ 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。

・ JICA東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の17時までに）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

#### 4. その他

（1）提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。

（2）参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

（3）提出された参加意思確認書等は返却しません。

（4）機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。

（5）提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差し替え及び再提出は認めません。

（6）審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）

（7）公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。

（8）予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

（9）手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。

（10）契約保証金：免除します。

（11）契約書作成の要否：要

（12）共同企業体の結成：認めません。

（13）当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>）にて公開中です。

（14）情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供いただくこととなります。

以上

## 2021 年度課題別研修「司法アクセスの改善－SDG16 の実現」 研修委託業務概要

### 1. 研修コース概要

#### (1) 研修コース名

課題別研修「司法アクセスの改善－SDG16 の実現」

#### (2) 背景

国連のイニシアティブで 2015 年 9 月に採択された SDGs(持続可能な開発目標)は 2030 年に向けた 17 の大目標とそれを達成するために必要な 169 のターゲットを設定しているが、目標 16 において、「持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供する」ことが謳われ、具体的ターゲットとして「16.3 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供する」ことが規定されている。「法の支配」という考え方の根底には人権の保障がなければならないが、その具現化のためには法律や司法制度を市民にとってより身近なものとし、正義へのアクセスを保障する取り組みが求められている。

一方で多くの途上国においては政府による法情報の提供が必ずしも十分に なされておらず、一般市民、とりわけ女性、未成年者、貧困者といった社会的に弱い立場にある人々の法律や司法制度に関する知識やアクセスは十分に保障されてはいない。

本研修では、日本における司法アクセス改善の歩み・制度・取り組みを包括的に紹介し、あわせて各国の課題や経験を共有してもらい、自国における市民の司法アクセス改善に向けた施策の検討を促すことを目的とする。

#### (3) 案件目標

日本における司法アクセス改善の歩み・制度・取り組みを紹介するとともに、各国の課題や経験を共有し、各国の司法アクセス改善に係る施策の検討を促す。

#### (4) 研修で達成される成果

- ①国際的な司法アクセス改善に関する潮流と、日本における司法アクセス改善に向けた取り組みの歴史と現状を知り、自国の現状を分析する。
- ②日本における刑事分野・民事分野の法律扶助の枠組みを知るとともに、自国の課題を分析する。

- ③日本における特別のニーズのある人（社会的弱者となっている女性や外国人、犯罪等の被害者等）への法的サービス提供の枠組みを知るとともに、自国の課題を分析する。
- ④弁護士過疎・偏在の解消など日本における司法過疎地域の対策について知るとともに、自国の課題を分析する。
- ⑤市民が必要とする法的情報の提供の仕組みを知るとともに、自国の課題を分析する。
- ⑥自国の司法アクセスの現状や課題を他の参加者に共有するとともに、上記2から5を踏まえ、自国の司法アクセス改善の方向性や具体的な施策を検討する。

(5) 研修期間（予定）

2021年10月下旬から2021年12月下旬まで

(6) 人数（予定）

9名（基本的には1か国1名。応募状況や選考過程等で増減の可能性あり）

(7) 研修対象国（予定）

インドネシア、カンボジア、ラオス、エジプト、マラウイ、ナイジェリア、コートジボワール、アルメニア、ベトナム

(8) 対象研修員

弁護士、裁判官、裁判所職員、法務省職員、法律扶助機関関係者、過疎地域または貧困層に向けた法的サービス（手続代理や法律相談など）を担っている者、またはそのような機関の方針決定を行う職位にある者

(9) 使用言語

英語

(10) 研修コース概要

研修は全てオンラインにより実施する。初日にプログラムオリエンテーション（研修概要説明）を実施し、講義、発表、討議を組み入れる。最終日に評価会を行い、研修員からの意見を聴取する。

## 2. 業務の範囲及び内容

- (1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- (2) 講師・見学先・実習先の選定
- (3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信

- (4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
  - (5) 講師・見学先への連絡・確認
  - (6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
  - (7) 講義室・会場等の手配
  - (8) 使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）
  - (9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務を含む）
  - (10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
  - (11) 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
  - (12) 講師・見学先への手配結果の報告
  - (13) 研修監理員との連絡調整
  - (14) プログラム・オリエンテーションの実施
  - (15) 研修員の技術レベルの把握
  - (16) 研修員作成の技術レポート等の評価
  - (17) 研修員からの技術的質問への回答
  - (18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
  - (19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
  - (20) 閉講式実施補佐
  - (21) 研修監理員からの報告聴取
  - (22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
  - (23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
  - (24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 以上の（１）～（２４）について、オンライン研修実施に必要な手配・手続きを含む。

### 3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各 1 部、2022 年 3 月上旬までに提出する。

（注）本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。

以上